

第1問 答案用紙<1>

(監査論)

問題 1

問 1

監査人は、自らの関心を特定の財務諸表項目に狭めることなく、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因の検討を十分に行えるようにするために、虚偽表示が発生する可能性を特定のアサーションに関連付けられない財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクを識別し評価することが求められている。

問 2

近年の公認会計士・監査審査会の検査結果においてリスク評価手続が適切に実施されていないとの指摘がなされており、中でもアサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価が監査の質を向上させる上で一層重要となってきた。この点、当該リスクをより適切に評価するためには、固有リスクの性質に着目して重要な虚偽表示をもたらされる要因などを勘案することが重要であることから、固有リスクの評価が重視されるようになった。

問題 2

問 1

監査人は、通常、最初に指標を選択し、その指標に対して特定の割合を適用することで、重要性の基準値を決定する。

問 2

選択される指標には、税引前利益、売上高、売上総利益及び費用合計などの損益項目、株主資本合計又は純資産などがあるが、どの指標が適切となるかは企業の状況に応じて異なるし、当該指標に関する財務データについて必要な修正を加えることもある。また、選択した指標に対して適用すべき割合は、企業の状況や選択した指標の性質によって異なる。以上より、重要性の基準値は、画一的に設定できるものではないため、個々の監査人の判断によって決定される。

第 1 問 答 案 用 紙<2>

(監 査 論)

問題 3

問 1

統制リスクは、財務諸表の作成に関連する企業目的の達成を妨げるおそれがあると識別したリスクに対応するために経営者が整備及び運用する内部統制の有効性により影響を受ける。このような統制リスクを評価するためには、内部統制のデザインや業務への適用に関する情報を入手する必要があるため、内部統制の整備及び運用に関して責任を負う経営者に質問しなければならない。

問 2

運用評価手続を立案し実施しなければならない場合：監査人が、アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクを評価した際に、統制活動において識別された内部統制が効果的にデザインされていると評価し、かつ当該内部統制が業務に適用されていると判断したため、当該内部統制が有効に運用されていると想定した場合。

その理由：内部統制が有効に運用されていると想定する場合、当該内部統制に関連するアサーションの重要な虚偽表示は防止又は発見・是正されている可能性が高い。この場合、監査人は、当該アサーションに係る重要な虚偽表示リスクをより低く評価することができるため、発見リスクを高く設定して実証手続を軽減しても監査リスクを合理的に低い水準に抑えることができる。監査人は、こうした効果的かつ効率的な監査のために、内部統制が有効に運用されていると想定した場合、当該想定を裏付けるための運用評価手続を立案し実施しなければならない。

第2問 答案用紙<1> (監査論)

問題 1

【仮定1】追加の監査手続を実施して入手した証拠を踏まえて、S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点において、本件不正と類似の行為が行われていないと結論付けた場合

【結論の類型】四半期レビュー範囲の制約に係る除外事項を付した限定付結論

【根拠】P社グループにとって金額的重要性があるS社のCEOによる不正行為について、第三者委員会の調査は完了しておらず、また、疑われる不正行為がS社のCEOによるもののみである場合、未発見の虚偽表示が第1四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要ではあるが広範ではないと考えられるため。

【仮定2】追加の監査手続を実施して入手した証拠を踏まえても、S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点における本件不正と類似の行為の有無を明らかにできなかった場合

【結論の類型】結論不表明

【根拠】S社を含むP社グループの他部門及び他の拠点において、本件不正と類似の行為がもしあるとするならば、未発見の虚偽表示が第1四半期連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は、特定の構成要素、勘定又は項目に限定されず、重要かつ広範であると考えられるため。

問題 2

問 1

監査人Xは、有価証券報告書等の訂正原因や関与先の誠実性等に関する情報を入手した上で、不正リスクを考慮して訂正後の連結財務諸表に対する監査契約の締結に伴うリスクを評価するとともに、当該評価の妥当性について、監査チーム外の適切な部署又は者により検討することが監査事務所の定める方針及び手続に従って適切に行われていることを確かめる。

第2問 答案用紙<2> (監査論)

問 2

監査人 X は、訂正後の連結財務諸表の監査において P 社の第三者委員会の調査結果を利用する場合、第三者委員会の適性、能力及び客観性を評価するとともに、第三者委員会の調査内容を理解して、第三者委員会の調査結果の利用の可否及びその程度を決定する。また、監査人 X は、第三者委員会の調査結果を利用する程度に応じて、第三者委員会の入手した証拠の閲覧や、第三者委員会の調査に対する再実施等を行い、第三者委員会の調査結果が監査証拠として適切であるかどうかを評価する。この際、第三者委員会による調査の元となる根拠資料等が監査人に提供されるかどうかを慎重に確かめる。

問 3

【記載区分】 その他の事項区分

【記載事項】 以前に発行した連結財務諸表の訂正理由を詳細に記載している「訂正報告書の提出理由」を参照した上で、会社が連結財務諸表を訂正している旨を記載する。また、監査人が訂正前の連結財務諸表に対して提出した監査報告書に関する事項と訂正後の連結財務諸表に対して監査報告書を提出する旨を記載する。